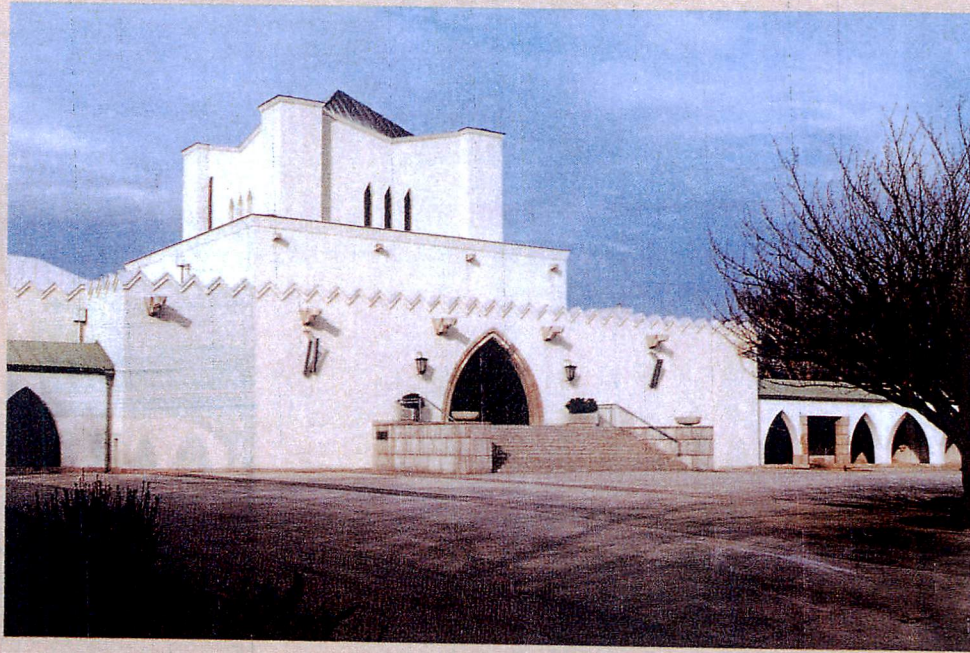


ヨーロッパの火葬



ウィーン中央墓地 火葬用チャペルと火葬場

from the WORLD

6 世界の葬儀式

シオン短期大学教授 森 謙二

キリスト教 における復活思想

昨年二月、イフタ（国際葬儀業者組合連合）の第一回世界大会がフランスのニースであったとき、オーストリアのクニスベルク氏が「ヨーロッパの火葬」について報告し、ヨーロッパでは火葬先進

元来、キリスト教社会のなかでは火葬は忌避されてきた。このキリスト教社会における火葬の忌避は、キリスト教の復活思想に関わるとされる。たとえば、聖書の次の一節である。

「さて、キリストは死人の中からよみがえったのだと宣べ伝えられているのに、あなたがたの中のある者が、死人の復活などないと言っているのは、どうしたことか。もし死人の復活がないならば、キリストもよみがえらなかつたであろう。もしキリストがよみがえらなかつたとしたら、私たちの信仰はむなしく、あなたがたの信仰もまたむなしい」（コリント前書一五・二一―二四）。

このような死者の復活が単なる魂の復活ではなく、肉や骨をもつた復活であるかぎり、火葬によって肉や骨が喪失することは避けなければならなかつた。ルカ福音書には、復活したイエスを見てそれを単なる霊だと思ふ弟子達にたいしてイエスは次のように言う。「なぜおじ惑っているのか。どうして心に疑いを起こすのか。わたしの手や足を見なさい。まさしくわたしのだ。霊には肉や骨はないがあなたがたが見るとおりわたしにはあるのだ」（ルカ二四・三八―三九）と。このキリスト教における復活は、身体をもつた復活であり、単なる魂の復活ではなかつたのである。

久米博は「復活思想と祖霊信仰」のなかで、「……ギリシヤ的な靈魂観にのつとつて、精神的な領域での魂だけの復活

国であるイギリスのショフィールド氏が「イギリスの火葬」について報告した（この大会の全体的な内容については本誌創刊号を参照）。このような火葬における関心の高さは、現在ヨーロッパにおいても火葬率が増加の傾向にあること、遺体をめぐる観念が変化してきていることを示すものであると言えよう。

プレーメン中央墓地 アノニューム墓地、芝生
前の石段にはリルケの詩が刻まれている。



ブラハ 火葬用チャペルと火葬場、周囲には火葬用のニッチが並んでいる。

を語っているのではない。ユダヤキリスト教的復活の特徴は、身体を伴った復活である点に存する。身体は神の姿にかたどって神が創造されたものだからである」(『現代思想』一九八四年九月号一七二〜三ページ)と、ユダヤ教キリスト教における復活思想の特徴を述べ、復活思想が民俗レベルの問題ではなく、信仰・教理に関わる問題であることを示唆している。

前キリスト教時代の火葬

実際、前キリスト教時代のヨーロッパでは火葬についてのいくつかの報告がある。たとえば、ゲルマン神話である。トントラ・ロート・ギランの『ゲルマン、ケルトの神話』(みすず書房)によると、バルデルは「光の神」として知られており、スカンジナビア地方やドイツ人によって崇拜された神と言われている。バルデルは非常に美しく、彼の知恵の深さは彼に並ぶものはないと言われ、神々のお気に入りであったが、しかしローキの陰謀によって殺される。そして、彼は火葬にふされるのである。

「神々はバルデルの肉体を海まで運び、かつてこの死者のものであった一隻の小舟に屍体焼棄場を設ける。神々はそこに屍体をおく。トール(ゲルマンの神の一人)引用者)がおそそかに空中に槌をふり上げ、焼棄場に儀式の祝聖をあたえると、神々はバルデルの身体を焼くのである。馬具で装われたバルデルの

馬が焼棄場の上まで連れられてきて、その主といっしょに炎に焼きつくされる」(五七ページ)と。

また、初期ヨーロッパのハルシュタット期(BC八〇〇〜四五〇)の文化ハルシュタット文化の葬法として火葬が知られ、各地で火葬骨壺墓が発見されている。

このように、前キリスト教時代のヨーロッパにおいて、火葬は葬法の一つとして行われていたのである。クニスベール氏によると、ヨーロッパにおいて、キリスト教受容後九世紀頃まで火葬が行われていたとし、北ヨーロッパにおいては一三世紀の末まで火葬を見いだすことができるという。北ヨーロッパ、スカンジナビアの諸国は、キリスト教の受容に最後まで抵抗を示した地方であり、前キリスト教時代の遺物が最後まで残ったのであろう。

ヨーロッパにおける火葬の展開

ヨーロッパ地域においては、キリスト教の受容とともに火葬が消失していく。

といっても、火葬がこの時代全く言及されなかったというわけではない。クニスベール氏によると、一五三九年にはバゼル学者、ギラルドゥス(Gyraldus)は火葬を支持したとし、一六五六年にはイタリアでのペストの流行に際し、当時の医者、マッティア・ナルディはアレキサンダー七世の許しを得て、伝染病犠牲

者の火葬を是認する文書を作成した、という。

また、キリスト教支配が緩む近代になると、火葬にたいしての流れも具体的にたっていく。一七九七年のバリの革命政府は、自由選択に基づく火葬の導入と火葬場の建設に取り組んだと言われ、一八四九年にはドイツの文化史家で言語学者であるヤコブ・グリムがベルリンでの科学アカデミーの設立に際しての講演においてこの埋葬形式を支持し、そして一八五五年には火葬導入の請願書をプロイセンの下院に提出した、という。さらに、オーストリア、ことにウィーンにおいて、一八七三年のウィーン万国博覧会で火葬用の炉が展示されたので、一八七四年には人々は火葬をテーマとして取り組んだ。

しかし、最初に火葬場は、カトリックのお膝元であるイタリアのミラノに一八七六年に建設される。ドイツにおいてはそれから二年後、すなわち一八七八年に

ヨーロッパにおける火葬率の推移 (%)

	1970	1978	1988
チェコスロバキア	39.00	66.0	74.8
デンマーク	41.00	52.8	65.4
フランス	0.33	0.8	3.9
西ドイツ	13.93	17.2	20.5
イギリス	55.65	63.9	69.1
イタリア	-	-	1.0
スペイン	-	-	1.7
スウェーデン	-	48.6	58.3
スイス	-	46.2	56.4
オーストリア	8.90	-	14.8

1970年は藤井正雄氏による。1978/88年はクニスベール氏による。1988年の統計のうち、フランスは1987年、西ドイツは1985年、オーストリアは1989年の数字である。

はドイツのゴータ(旧東ドイツ)に建設されることになる*2。

このように見てくると、一九世紀の後半になって、キリスト教受容後のヨーロッパにおいて、火葬の導入がはかられるようになってきたことがわかる。この要因には、おそらく次の二つのことが考えられる。

一つは、キリスト教支配が緩み、葬法を自分の意志で選択する人々が登場してきたことである。キリスト教の伝統と明確に断絶する意志をもった人々が、たとえそれが少数派であったとしても登場することによって、火葬の推進運動が維持されたということであろう。

もう一つは、この時期に新たに登場してきた労働者階層と関わる問題である。一九世紀の後半は、前号(死者の都市—ウィーン中央墓地)でも触れたように、墓地は教会から分離され、多くの墓地が都市近郊に移された時代であった。人々はその墓地を利用するためにはその使用権を手に入れなければならなかったし、さらに墓石を買わなければならなかった。一九世紀になると、市民階層は様々な装飾をほどこした「家族墓」を建立した。葬儀にかかる費用は、この墓地使用権の取得や墓碑の建設を含めるときわめて高価なものになる(現在でもそうだが)。このような流れが、安価な埋葬方法として火葬を選択させることになる。

もつとも、一九世紀の末の段階で火葬が急速に普及したわけではない。現実に

はそれは遅々として進まなかったし、表にまとめた「火葬率の推移」を見ても今なおヨーロッパ全体に火葬が普及しているとは言い難い。現在ヨーロッパでは火葬先進国であるイギリスでも、一九世紀末の段階の火葬件数はごく数える程でしかなく、火葬率が〇・一パーセントを超えるのは二〇世紀になってからであり、一パーセントに達するのは一九三三年であると言われている。

その意味では、ヨーロッパでの火葬の本格的な普及は第二次世界大戦後、特に一九六三年にはカトリック教会のパウロ六世が教会法に定める火葬禁止(火葬せよという遺言の執行の停止と火葬にふした遺体の埋葬拒否)を解除したこともあり、カトリック教徒を含めて徐々にヨーロッパ全体に火葬が普及してきている、と言えるであろう。

火葬と慰霊形態の変化

日本における火葬の普及は、家墓(先祖代々墓の増加をもたらししてきた。火葬は個々の遺骨を一カ所にまとめることを容易にしたのである。しかし、ヨーロッパにおいては、火葬の普及は全く異なる方向をとる。

ヨーロッパにおいては、死者がどこに、どのような方法で埋葬されるかは死者の意志によって決定される。したがって、火葬を選択するかどうかも死者の意志によって決定されることであって、それが他律的に決定されるものでないこと



ミュンヘン森林墓地 アノニューム墓地。森林墓地のなかにはアノニューム墓地を示す標識は一切ない。探すのにはたいへん苦労する。



コペンハーゲン アノニューム墓地。芝生のあちこちに花束が置かれている。ドイツでは花は1カ所にまとめられており、芝生に置かれている例は少ない。



ミュンヘン森林墓地 バラ園の墓地のプレート。2人の名前が書かれている。おそらく夫婦であるだろう。



ミュンヘン森林墓地 バラ園の墓地

を私たちは知っておく必要がある(日本においてはこの視点が決定的に欠如しているように思われる)。その意味では火葬するということは死者の積極的な選択であり、その焼骨の処理の仕方にも多様性になってくる*3。

その一つの流れは、焼骨の散布である。これはイギリスを中心に見られるものであり(おそらくスエーデンにおいても)、ドイツではこの様式について私は聞いていない。イギリスにおける焼骨(骨灰)の散布も、アメリカのカリフォルニア州のように海や山への散布ではなく、墓地内の一定の区域の芝生に焼骨が撒かれるのである。メモリアル形態としては、過去帳(the Book of Remembrance)への登録だけであり、チャペルのなかに展示されている。もつとも、この過去帳の利用は芝生へ散布したものに固有のものではなく、墓地に付属した火葬場の利用者に全てに開放されている。

第二は、灌木やバラ園の下に骨壺が埋葬される形態である。イギリスにおいては、骨灰を散布する芝生と連続してこのようなバラ園などが作られているケースが多いと言われ、我々が考えるほど、芝生への焼骨の散布とバラ園への骨壺の埋葬の形態にそれほど大きな差異があるとは意識していないように思われる。メモリアル方式としては、埋葬した場所に死者の名前を書いた小さなプレートを埋め込んでおくが、芝生へ散布した場合と同様、過去帳への登録もすることができると



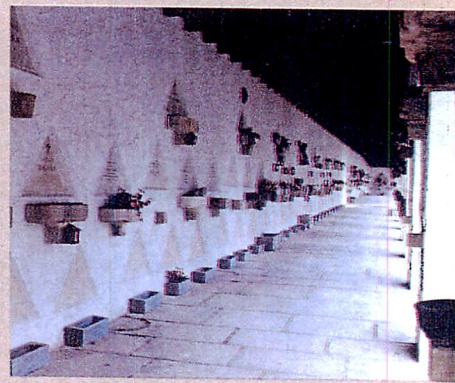
フランクフルト中央墓地 火葬用墓地、石でできたプレートには二人の名前が記載されている。おそらく夫婦用であろう。バラ園墓地に似ているが、プレートは大きい。

ドイツ・ミュンヘンの森林墓地でもこのようなバラ園がある。このバラ園墓地は、後に述べるアノニウム(無名)墓地の隣に一区画をなしている。やはり、この墓地には小さな青銅でできたプレートが埋め込まれており、そのほとんどは夫婦二人の名前が刻まれていた。このような埋葬地がバラ園であるというのは単に美しい花で飾られているという意味だけではない。もともと(少なくともドイツ語圏においては)前キリスト教時代におけるバラ園(Rosengarten)は、埋葬地あるいは死者儀礼の場を意味することはでもあったのである⁴⁾。

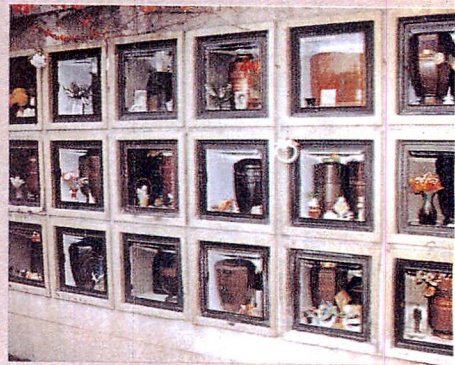
第三は、アノニウム墓地(Anonymes Grabfeld)への埋葬である。アノニウムとは、ドイツ語の「無名の」を意味する形容詞であるが、この墓地は、文字どおり死者の名前はもちろんのこと誰がどこに埋葬されているのか、外側から何も分からない。遺骨は骨壺にいれて芝生のどこかに埋葬されているはずである。ハンプルクに住む哲学者である友人イェンス・ハイゼ君(ハンプルク大学)と中央墓地を訪れたとき、彼はこのアノニウム墓地を「かつては名前を残さないあるいは残したくない、たとえば犯罪者のような人々の埋葬地に利用されたが、最近では多くの人々がこの墓地を利用していい。ここには死生観のパラダイムの大きな変化がある」と説明していた。私は、このハンプルクだけではなく、プラーメン、ミュンヘン、そしてデンマー

クのコペンハーゲンのアノニウム墓地を訪れ、気付いたことがある。どこのアノニウム墓地にも参拝者があり、花で飾られていたことである。フランスの歴史学者アリエスが、イギリスにおいて支配的になった火葬をして、「火葬は参詣を排除するのです」(『死と歴史』七四ページ)と述べたが、このアノニウム墓地をみるかぎり、その指摘は的を得ていない。

その第四は、壁龕(ニッチ)や壁掛け(Wall Table)への遺骨の収納である。この様式はヨーロッパに比較的広く分布している形態である。このような埋葬方法は、ローマ古代の地下墓地「カタコンベ」におけるコロンバリウムの伝統に基づくものと考えることができるであろうし、東京都霊園問題調査会によって提言された壁墓地もこのような埋葬方法をモデルにしたものであると言えるであろう。コロンバリウムのそれぞれのニッチはふつう個人あるいは夫婦を単位として利用していることが多いが、ウィーンでは家族墓の形態をとっている場合もある。また、プラハでは、ニッチの蓋が透明なガラスでできているものもあり、骨壺と死者の写真そして花が飾られているのがある。ここでも、火葬は参詣を排除していいのである。



ウィーン中央墓地 回廊のなかの埋葬用壁掛け、日本の壁墓地のモデルになったと言われる。



プラハ ニッチの蓋がガラスでできており、中の様子がよくわかる。

用墓地とは分離されて、火葬用家族墓地が並んでいる。各々の墓地区画は土葬用墓地に比べてその面積は狭いが、それ以外は土葬用墓地とそれほど大きな差異はない。もつとも、火葬用墓地には家族墓地の外には、はじめから個人や夫婦だけをそこに埋葬することを予定して石碑を建てている区画もある。その意味では、土葬と同様に石碑を建立する場合でも、土葬用墓地に比べて家族墓への傾向は相対的に低いと言わなければならないであろう。

このように、ヨーロッパにおける焼骨の処理の仕方は多様である。この多様であるという意味は、一つには様々な選択肢が用意されているということの意味しである。しかしそれだけではなく、ヨーロッパにおいても一定の地域性があるという点も示している。

イギリスでは、一九八四年の段階で、火葬骨灰の処理として散布するのが五八・九パーセントであり、地下に埋葬するのは一六・六パーセントにすぎないとしている(『東京都霊園問題調査会報告書 付属資料』)。表に示しているように、イギ

リスはヨーロッパでは火葬先進国であり、一九九〇年の段階では、火葬率は七〇パーセントを超えているとシヨフィード氏は語っていた。そうすると、死者の四〇パーセントの骨灰が撒かれているのであろうか(計算ではそのようになる)。しかし、ドイツやオーストリアでは骨灰の散布は見られない。アノニウム形態をとるとしても、骨壺は地下に埋葬される。ここには遺骨「焼骨」にたいしての考え方の差異はないのであろうか。

このような地域性の問題は、火葬率そのものの地域性の問題とも関連する。イタリアやフランスでは火葬率そのものが極端に低いのである。この問題は一つには宗教上の、つまりカトリック教徒とプロテスタントの差異として考えることができるであろうが、しかしどうもそれだけでは解決できそうにもない。このような地域的差異は、ヨーロッパをキリスト教世界として一元的に理解することを拒絶しているように、私には思えるのである。



ハンブルク中央墓地 アノニウム墓地、この門の前には、芝生への立入禁止と花は植木鉢に置くことを定めた立て札がある。



コペンハーゲン 芝生にある火葬用墓地、その全てが個人用である。

家族の変動と墓

芝生への骨灰の散布とアノニウム墓地の利用には、その前提となる遺骨観には大きな差異があるように思えるが、このような葬法を選択する人々が増加する社会的背景には、一定の共通性があるように思える。ハンブルクでは、一九七五年には、火葬のうちでアノニウム墓地を利用する

のが〇・五パーセントにすぎなかったものが、一九八五年には二一パーセントにまで増加している(鯖田豊之『火葬の文化』)。このようなアノニウム墓地の利用者の増加は何を意味しているのだろうか。

アリエスによれば、イギリスにおける現代的火葬は、教会や古いキリスト教の慣習への挑戦として火葬を選ぶということは今や行われなかり、現代的火葬の裡に「死者礼拝から免れる確実な方策を見出している」(『死と歴史』二二一ページ)とする。つまり、火葬を選択する動機は、死体の名残のあらゆるものを消滅

させ、忘れさせるといふ、死自体を認めない「死の拒絶」という現代人の心性の変化を読み込んでいる。

しかし、私がみるかぎり、どこに遺骨が埋葬されているかわからないアノニウム墓地にさえ参拝者はあり、依然としてヨーロッパ大陸では、死者祭祀の儀礼は現代でも続いているように思われる。その意味では、アリエスが考えるほどの現代的な心性の変化を、私は観察をすることができなかった。ただ、少なくとも次の意味において、近代的な埋葬方法とは異なった側面を持っている。一九世紀になって教会から墓地が分離されたとき、人々は家族的なつながりを求めてそのなかで埋葬されてきた。しかし、現代では再び人々は家族的なつながりから逃れて、埋葬される傾向が生まれてきているのである。

ヨーロッパにおいて出生率の低下、離婚の増加、家族の危機が叫ばれてすでに久しい。また、現代ドイツの大都市では非婚カップルが増加している。手元には詳しい資料はないが、ハンブルクなどの大都市では、全世帯のうち法律上の配偶関係をもたない世帯が六割を超えているという。家族墓は一定の家族的なつながりを前提とし、それがどういふかたちであったとしても、その承継者を必要としている。とすれば、このような家族墓を支える基盤は、現代のヨーロッパでは徐々に掘り崩されてきているといえるのではなからうか。

*1 ヨーロッパの鉄器時代前期の文化。この文化の分布は、西は北スペイン・東フランス・南フランスからスイス・アルプスを経て東はユーゴスラビアのクロアチアからバルカン半島に及んでいた。ハルシュタットはオーストリアのザルツブルグから南東へ約五〇キロ、サルツカマーグートの小さな街の名前である。このハルシュタット墓地や採石場の遺跡がみつき、この文化がハルシュタット文化と呼ばれるようになったとされる。この文化の担い手については必ずしも明らかにはなっていない。つまり、この文化は西半部はケルト人によって、東半部はイリュリア人(アドリア海東岸とバルカン半島北西部の先住民と言われている)によって担われたとするが、必ずしもこれが定説であるというわけではない。

*2 この記述は、クニスヘル(Dikm. Franz Knipsel)氏のニースでの報告原稿 "Einige Gedanken zur Feuerbestattung" にある。彼は、ウィーン市立の埋葬社 (Wiener Stadwerke Städtische Bestattung) の支配人である。なお、法律上火葬が容認されるのは、フランス、一八八〇年、イギリス、一九三〇年、ドイツ、一九三四年とされる。

*3 現代のヨーロッパの火葬については、鯖田豊之『火葬の文化』新潮選書)に詳しい。このなかでは、具体的にどのような火葬が行われているかを含め、死生観の変化を軸にしながら、特にイギリスとドイツの火葬の現状を詳細に報告している。(239)。

*4 Kunst, Ranke, "Resengarten Recht und Totenkult", Hamburg 1951. ランケによると、Resengartenは、埋葬地・死者祭祀の場、裁判権行使の場、遊び・祭りの場の三つの意味を持っていたとしている。(239)。

もり・けんじ

シオン短期大学教養科教授

一九四七年(昭和二二) 徳島県生まれ

明治大学法学部大学院卒業

明治大学・独協大学非常勤講師

専門は法社会学(民俗、家族)

著書『出作りの里——その民俗と歴史』

(新葉社)

一九九一年三月までの一年間、ウィーン

大学客員研究員